

記者発表 令和3年6月8日(火)	
場所 大会議室A	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部環境事業課 (電話059-237-5311)	環境事業課長 坂越 健二
市民部地域連携課 (電話059-229-3110)	地域連携課長 小橋 毅
市民部市民交流課 (電話059-229-3252)	市民交流課長 落合 勝利

津市自治会問題に関する補助金返還請求等について

このことについて、相生町自治会に対して、津市ごみ一時集積所設置等事業補助金、津市自治会掲示板設置補助金、津市集会所建築等補助金及び津市防犯灯設置補助金（以下「ごみ一時集積所補助金等」といいます。）の交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命じるとともに、相生町自治会長に対して、補助金返還命令相当額の損害賠償請求を行いました。その内容は、下記のとおりです。

記

1 経過

令和3年5月21日(金)に、倉田法律事務所及び楠井法律事務所から「調査実施案件 調査結果報告書」が提出され、ごみ一時集積所補助金等について、相生町自治会長が、虚偽の見積書等を提出して、市職員を誤信させ、ごみ一時集積所補助金等の交付を受けていたことが明らかとなりました。

それに伴い、ごみ一時集積所補助金等の返還請求等に向けて、法律顧問相談を行うなど所要の準備を進め、令和3年6月8日(火)に、相生町自治会に対し、ごみ一時集積所補助金等の交付決定を取り消し、ごみ一時集積所補助金等の返還命令を行うとともに、同日、相生町自治会長に対し、ごみ一時集積所補助金等返還命令相当額の損害賠償請求を行いました。

2 返還請求等の内容

(1) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金

平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和元年度及び令和2年度に交付した津市ごみ一時集積所設置等事業補助金5,850,000円の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

(2) 津市自治会掲示板設置補助金

平成26年度、平成28年度及び平成29年度に交付した津市自治会掲示板設置補助金325,000円の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

(3) 津市集会所建築等補助金

平成26年度に交付した津市集会所建築等補助金1,000,000円の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

(4) 津市防犯灯設置補助金

平成27年度及び平成28年度に交付した津市防犯灯設置補助金1,280,000円の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

3 事務担当

- (1) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事
環境部環境事業課（電話059-237-5311）
- (2) 津市自治会掲示板設置補助金に関する事
市民部地域連携課（電話059-229-3110）
- (3) 津市集会所建築等補助金に関する事
市民部地域連携課（電話059-229-3110）
- (4) 津市防犯灯設置補助金に関する事
市民部市民交流課（電話059-229-3252）